

令和2年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月2日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
		安心安全課	高塚 克己		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼健康推進課	佐藤 正浩
		子ども課	舘林 久美	住民課長	飯田 和泉
	産建設業部	部長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	森 実央		
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和光		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	鈴木 敬
		生涯学習課	松井 督人		
委員及び委員	監査委員	西尾 重義			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	3番	飯田 雅広	4番	石原 裕介	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第15号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第16号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第44号 表彰について
- 日程第6 議案第45号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第46号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第47号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第48号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第49号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第50号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第1号 令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 令和元年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 令和元年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第21 認定第8号 令和元年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 追加日程第22 同意第15号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第23 同意第16号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第24 議案第47号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和2年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、皆様には円滑な議会運営にご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

愛知県が発出しておりました2度目の愛知県緊急事態宣言は、8月24日をもって解除されましたが、現在は厳重警戒の状態にあり、蟹江町内にも新たな感染者が、少数ではありますが断続的に発生するなど、感染のリスクは依然として存在しております。傍聴者を含めた議場内におられます全ての方々におかれましては、感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。

また、議場内でもマスクの着用をお願いしておりますが、傍聴される方などから発言の際の音が聞き取りにくいというご指摘をいただきましたので、発言される際にはマスクを外していただき、議会事務局にご用意いたしましたフェースシールドを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言願います。慣れない環境ですけれども、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクを外して発言をいたしますので、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名します。

ここで、去る8月26日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

去る8月26日に行いました議会運営委員会につきまして、ご報告をさせていただきます。

1番目ですが、会期の決定についてであります。

会期の決定は、本日9月2日から9月25日までの24日間といたします。

続きまして、2番目、議事日程についてです。

本日9月2日ですけれども、開会をいたしました。そして、明日は引き続き、終了しない場合は今日、明日ということで予定しております。2日、本日は議案の上程を行います。そしてまた、人事案件と先議案件がございますので、これにつきましては本日取扱いをさせていただきます。同意15号と同意16号、また補正予算ですが、議案第47号ということで上がっております。

続きまして、7日ですが、9時より総務民生常任委員会を行います。議案第44号から46号ということで、付託事件の審査をしていただきます。そしてまた、委員長より申し出がありました所管事務調査を行うということでございます。

10日ですが、午前9時より開会いたしまして、一般質問を行います。10日に終了しなかった場合は11日に行います。いずれにいたしましても、一般質問が終了後に議会広報の編集委員会を開催いたします。そしてまた、その後、議会運営委員会を開催してまいります。

17、18日ですが、午前9時より決算審査を行います。

25日金曜日9時より、最終日ですが、委員長報告、議案審査、また採決、閉会となっております。

以上が議事日程についてであります。

3ですが、人事案件につきまして、ただいま申し上げましたが、人事案件2件ございます。いずれも教育委員会委員の任命についてということでございます。この2案件は本日、追加日程により審議、採決をさせていただきます。

4番目ですが、議案第47号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）についてです。この議案につきまして、議案上程後、暫時休憩として、直ちに全員協議会を開催いたしまして、内容についての説明を受けまして、当局より、時間の関係がありますコロナ感染症対策に対する対応に伴うものであるという中身がありますので、できるだけ早いときに審議、採決をしてほしいという要請がございますので、本日、追加日程によりまして審議、採決を行ってまいります。

5番目、総務民生常任委員会ですが、ただいま申し上げましたように、付託案件の終了後に今後の調査について打合せを行う予定でございます。

6番目、決算審査についてです。

審査の方法につきましては、従来どおり行うことといたします。

1番、一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までといたします。

2番目、歳出の質疑は款ごとに1人3回までといたします。

3、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

7ですが、行政報告についてであります。

行政報告について、2件申し出がありました。1件目は、町長から新型コロナウイルス感染症に関する対応についてということで報告がございます。

2番目は、教育長より、公立小中学校における喀たん吸引に必要な器具の確保処分義務付け等請求事件について、これは裁判で判決が出たところではありますが、そのことについて、教育長より行政報告がしたいということでございます。

8番目は意見書等についてです。

6月の定例会から継続審議となっております意見書1件あります。続きまして、その後提出された2番目から6番目の意見書がございますので、その取り扱いについては、いつものように、一般質問終了後に議会運営委員会におきまして取りまとめを行ってまいります。

継続になっておりました意見書の1番ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書であります。新しく出されております2番目ですが、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書、3番目ですが、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書、4番目ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、5番目、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書、6番目、新しい時代の学習環境として少人数学級の実現を求める意見書。

意見書については以上でございます。

9番目、その他についてです。

1番目ですが、議会報告会についてであります。新型コロナウイルスの感染状況が、なかなか収束というわけにいておりませんので、そのような感染状況を考慮いたしまして、また、常任委員会2つございますが、2つの常任委員会の委員長の意向を確認いたしまして、今年度は開催を中止したほうがいいのではないかとということになりましたので、中止とさせていただきます。

そしてまた、このことにつきましては、町の広報の10月号、また町のホームページ、そのようなものなどを利用いたしまして、町民の皆様には周知をしていくということであります。

2番目ですが、理事者側の出席要求者についてということですが、新型コロナウイルス感染症の対応として、現在は理事者の出席要求者は、提案する人、提案する職員と、また答弁に関係する職員ということで、最小限の者としております。そんなことでご協力をお願いしているところでありますが、政策推進室長につきましては、室長は常に本会議に出席させるべ

き席にあるのではないかというようなご意見がございましたので、その位置づけにつきまして確認をさせていただき、適正に対応をすることとしております。

なお、新型コロナウイルス対策の中で、なかなか質問と答弁がかみ合わないということがあってもいけませんので、一般質問には希望する答弁者を通告書にきちんと書いていただきまして、そして、その書いていただいた職員は必ず議場に出席をしていただき、答弁漏れがないように配慮してまいりますので、そのようにお願いをしたいと思います。

質問の数ですけれども、これは、でき得れば1人1問というような形で、急ぎでないものはまたということにさせていただいて、1人1問のご協力をお願いしたいというようなことでございます。

3番目ですが、海部郡町村議会議員の研修会及び懇談会についてですが、12月22日火曜日午後2時から研修会を行う予定であります。会場につきましては、まだ決まっておりませんので、会場が決まり次第、皆さんにお知らせをしたいと思います。

懇談会ですけれども、例年懇談会を行っておりますが、コロナの状況に鑑みまして、懇談会は行わないということになっています。

また、4番目のその他ですけれども、6月定例会で、プレミアム商品券の発行事業ということで当局より説明がございましたが、説明のあった内容が、現実に実施された商品券の発行と内容的に違っているのではないかとということがございます。そこで、この内容の変更につきましては、その経過等を含めて、協議会においてきちんと説明するのが順当ではないだろうかということで、そのような要請をさせていただき、本日、本会議が終了いたしまして、全員協議会の中で、その説明はさせていただくということになりました。

以上が議会運営委員会の報告でございます。ありがとうございます。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

町長、教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを順次許可いたします。

○町長 横江淳一君

議長にお許しをいただきました。大変貴重な時間をお借りいたしまして、ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症に関し、町民の皆さん並びに議員の皆様方にご報告をさせていただきたいと思っております。

まずは、町民の皆様におかれましては、国が示される新しい生活様式の実践のため、様々な協力をいただいていることに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

なお、愛知県では、緊急事態宣言が解除されて以来、新規感染者は少数に抑えられていましたが、7月の中旬から感染者数が増加をし、7月31日には過去最多となります193人に達

するなど、極めて厳しい状況が現在も続いてございます。

当町におきましても、7月以降の新規感染者は15人を数え、これまでの合計で18人の方の感染が確認をされてございます。感染されました方の一刻も早い回復をお祈りを申し上げたいと思います。

こうした状況下、先ほど議長からもありましたように、8月6日から8月24日までの愛知県独自の緊急事態宣言が発出をされました。第2波とも言われる今回の感染者の症状の特徴は、多くの方が無症状もしくは軽症で、本人も気付かないうちに周りの人に感染をしている事例が多々見られるわけであります。

町民の皆さんにおかれましては、誰でも知らないうちに感染する可能性がある、また、誰かに感染させる可能性があるとの認識を持って行動していただくことが重要でございます。どうか、いま一度気を引き締めていただき、一人一人が3つの密、3密を回避、マスクの着用と手洗いの徹底など基本的な感染予防とともに、新しい生活様式に一層取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

本定例会では、国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金に基づく一般会計の第4号補正予算案を上程をさせていただいております。町民の皆さんの日常生活を一日も早く取り戻すために、社会経済活動を下支えし、継続させていかなければなりません。当町では、少しでも町民の皆様のお力になれるよう、独自に取り組む新型コロナウイルス感染症に関する施策、支援策をさらに推進をしております。

最後になりますが、ウイルスという見えない敵との闘いは誰もが不安な気持ちになります。一人一人が希望を持ち、お互いを思いやり、明るい未来に向かうことが大切だと考えてございます。もはや、現段階では誰もが感染し得る状況にございます。感染された方や、そのご家族の人権の尊重にご配慮いただくよう、心よりお願いを申し上げます。

町民の皆さんをはじめ、蟹江町全体が一層一致団結をして、一刻も早く明るい生活を取り戻せますよう全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様のご協力よろしくようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○教育長 石垣武雄君

議長のお許しをいただきましたので、公立小中学校における喀たん吸引に必要な器具の確保処分義務付け等請求事件につきまして、ご報告をさせていただきます。

既にタブレットに配信し、ご承知のこととは思いますが、令和2年8月19日、名古屋地方裁判所において判決が言い渡されました。

主文。

- 1、原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2、訴訟費用は原告らの負担とする。

なお、控訴につきましては、裁判所からまだ連絡はありませんが、昨日の朝日新聞に、原

告側は31日、名古屋高裁に控訴したと載っております。今後は裁判所の指示に従って、適切に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 安藤洋一君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番飯田雅広君、4番石原裕介君を指名いたします。

○議長 安藤洋一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第3 同意第15号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、森田欣一さんにつきまして、私から推薦の弁を述べさせていただきます。

ご存じのように、森田欣一さんにおかれましては、人柄は明朗快活、何事に対しても前向きに取り組まれる方でございます。教育、学術及び文化に関しても深い関心をお持ちの方でございます。

平成24年10月の就任以来、特に学校教育に関しては、保護者枠という保護者の立場から特に安心・安全を重視をされ、健やかな児童・生徒の育成にお力をいただいております。また、地域の信望は厚く、教育委員としてふさわしい方と評されており、適任者だと思っております。

議員の皆様方のご同意を賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第15号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第15号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第4 同意第16号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、私からも、太田文安さんにつきまして、推薦の弁を述べさせていただきたいと思っております。

太田文安さんにおかれましては、大変誠実な人柄で、周囲から信頼されており、文化、歴史に深い関心があると同時に、仕事の関係で外国人との交流もされている方でございます。

また、先ほどご案内にありましたように、平成16年、17年度に蟹江町消防団新蟹江分団の分団長として統率力を発揮をし、地域の皆さんから教育委員としてはふさわしいと評されており、適任者だと思っております。

議員の皆様方のご同意を賜りますように、心よりお願いを申し上げます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第16号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第16号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第44号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと確認したいんですけども……

○議長 安藤洋一君

板倉君、マスクを外してください。

○2番 板倉浩幸君

はい、失礼しました。

前回、議案説明のときにもあったことなんですけれども、ちょっと確認でいいんです。寄附の問題で、会社の、以前は、今までだと代表名か名前まで出ていたんですけども、今回なくなったということで、このいきさつ等が、この後、委員会に付託はされると思いますけれども、その確認をお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問がございました、団体からの寄附のところで代表者名を削除させていただいた経緯についてでございますが、去る議案説明会のときに、黒川議員のほうからご指摘をいただいたところでございます。

事務局といたしまして、お調べをさせていただきましたけれども、団体からの寄附というところで、議員さん等のお名前があっても、団体の代表ということで、団体からの寄附については問題がないというところでございます。ただし、こういった資料等に議員のお名前が入ることは、必ずしも白ではない、グレーゾーンのところが多々ございますので、このあたりにつきましては、団体名のみ表記とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

今回も大勢の方が表彰されたということで、本当に喜ばしいことで、また今後ご活躍を願いたいと思いますけれども、私も寄附のところで、ちょっとお伺いをするんですけども、今回、マスクをたくさんの方に寄附をしていただいたんですけども、このマスクの蟹江町としての使い方ですね、どのような使い方を、要らんお世話かもしれんですけども、どのような活用の仕方を考えておみえになるのか、ひとつお聞かせを願いたいのと、17番に、名古屋市天白区の方から直筆の掛け軸を寄附をしていただいて、150万円相当ということで、大変貴重なものだと思うんですけども、今、総務部長からさらっと流されただけですけども、これはどこに、どういうふうに蟹江町として飾られるか、どういうところに置かれるのか。

できるものなら、今後、これからもいろいろ寄附が来ると思うんですけども、今回の場

合は掛け軸と書いてあるものですから、そんなに移動するのは難しくないと思うものですから、できることなら、こういう寄附されたものを、こういう貴重なものですので、こういう議場に持ってきていただいて、我々にも見せていただきたいなという気持ちがあるわけですね。

この2点、お願いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

失礼いたします。

マスクにつきましては、大勢の方からご寄附をいただきまして、本当にありがとうございました。

このうち一部を小・中学校に提供させていただきましたが、残りにつきましては、災害用の緊急事態用マスクとしまして、現在、健康推進課のほうで在庫管理をいたしております。現在、健康推進課のほうには、約7,000枚のマスクを備蓄しておるところでございます。

以上です。

○生涯学習課長 松井督人君

それでは、掛け軸のことについてお答えを申し上げます。

黒川さんから寄附をいただきました掛け軸24幅ございまして、文学苑にあります石碑の原稿になる掛け軸でございます。数が多いものでございまして、この後、歴史民俗資料館のほうで掛け軸の特別展のほうを企画をさせていただいております。そちらのほうで掛け軸と、また石碑の写真等、併せて展示をさせていただく予定をしておりますので、ぜひそちらのほうでご覧をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

ありがとうございます。

24幅もあるということですので、それは大変な数ですから、ここには持ってこられないと思うんですけども、今後もいろいろなものが寄附をされると思うんですね。できる限り、やっぱり我々もこういう美術品なんかは、今やっとな場所が言われたものですから、そこへ見に行くんですけども、なかなかそういう機会もないものですから、できることなら、美術品なんかは持ってこられるものであれば、せっかく寄附していただいたんですから、我々知らんではいかん、何だったとはいかんものですから、一言言わせてもらったということになります。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第45号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第46号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今回のこの条例改正について、コロナ関係の減免の関係なんですけれども、今まで減免申請、納付期限の7日前までというのを特別な事情、町長が認めた範囲で許可をするということで、そこで減免ができるように条例改正していくんですけれども、資料請求なんですけれ

ども、減免内容について、どんな減免がされて、どんな対象になっていくのか、ちょっと資料的なものを提出してほしいんですけども、よろしく願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

保険医療課のほうにおきまして、申請書の数でありますとか内容につきまして、常任委員会のほうに提出する資料を今作ってございますので、当日また資料提出をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 議案第47号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。

今回の全員協議会は本議場にて行います。

(午前10時14分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 安藤洋一君

議案第47号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」の提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は精読にしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は精読とされました。

ここで、教育部次長、民生部次長、生涯学習課長、総務課長、安心安全課長、子ども課長、住民課長の退席と産業建設部長、上下水道部次長、会計管理者、監査委員の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時00分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時06分)

○議長 安藤洋一君

日程第9 議案第48号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第10 議案第49号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は精読にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第11 議案第50号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第12 議案第51号「令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は精読にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第13 議案第52号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第14 認定第1号「令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21 認定第8号「令和元年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

提案説明した。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

提案説明した。

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

説明が終わりました。

ここで暫時休憩をします。

2時55分から再開します。

(午後2時40分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時55分)

○議長 安藤洋一君

ここで、西尾代表監査委員より監査意見を求めます。西尾代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 西尾重義君

初めまして。ただいまご紹介にあずかりました、現在、名古屋市中川区内で税理士事務所を開いている、西尾税理士事務所の代表をしています西尾といいます。下の名前は重義といいます。義を重んじるということで、監査役の任を今後4年間拝命いたしまして、それを忠実に実行したいと思っております。皆様方のご指導、ご鞭撻のほうをよろしくお願いいたします。

前監査役の平野先生に比べて、私、今年がちょうど初年度ということで、公的会計とかいろいろなこと、皆様方にご指導、ご鞭撻のほうを賜ると思えますけれども、その点、至らない点があるとは思いますが、その辺はご承知、申し訳ないんですけれども、よろしくお願いいたします。

それと、私は一応、中川区で現在事務所を開いておりますけれども、生まれも育ちも蟹江町の今区内で、前監査役の平野先生と同じ町内でございます、区のほうでは一緒にお仕事させていただいたという、そういう関係でございます。

それと、今回、新型コロナウイルスの関係で、蟹江町の横江町長を始め各議員の先生方、そして職員の皆様方には、大変お忙しい、大変ご苦勞をお願いして、一町民である私も定額給付金の速やかな支給等に関して、議会を始め皆様方のご協力のたまもので、他の市町村に比べまして大変速やかな対応をしていただきまして、私、蟹江町の一町民としまして、ここで皆様に感謝を申し上げたいと思います。

それから、以上申し上げましたほかに、私もこの4年間、蟹江町の監査役を拝命いたしまして、一町民として、蟹江町の監査委員として、誠実に公正に監査事務を行いたいと思いますので、蟹江町民として全力で取り組むつもりですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本題に入りたいと思いますので、お手元の資料の令和元年度蟹江町決算審査意見書に従い、審査意見を述べたいと思います。

なお、本意見書の数値は、2ページ目の目次に注意書きされているように、表示数値以下は切捨てを基本として記載されていますので、決算書と主要施策成果及び実績報告書等の数値が合致しない箇所がございますことをご承知おきください。

それでは、お話しさせていただきます。令和元年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の提出については、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和元年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類について審査した結果、その意見を次のとおりご報告させていただきます。

具体的な内容にこれから入りますけれども、まず意見書の3ページをご覧ください。

まず、審査の対象といたしまして、

- 1 令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算
- 2 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和元年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 4 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算
- 5 令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 7 令和元年度蟹江町土地開発基金運用状況

以上の7項目を審査の対象とし、審査の期間といたしまして、令和2年6月30日から令和2年7月15日までで行いました。

審査の方法といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等も活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査しました。

なお、内容を審査するに当たっては、必要に応じて所属職員の説明を求め、審査の参考にいたしました。

審査の結果につきまして、審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められます。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められる。

続きまして、4ページに移ります。

審査の概要ですけれども、総括。

各会計間における一般会計及び特別会計予算の総額で195億3,858万3,000円、これは前年度比で0.7%減となっております。これに対して、決算額は歳入総額が184億9,241万7,000円です。それに対する歳出総額は177億2,823万2,000円。歳入歳出の差引額です、7億6,418万5,000円。翌年度の繰越財源に充てたものが36万7,000円となります。差引きしますと、実質収支額としましては7億6,381万8,000円であります。

一般会計、特別会計の内訳は、下に書いてあるように、総額は先ほど申し上げました数字ですけれども、その中の一般会計、特別会計の内訳がこちらに記載してありますので、また後で参照していただければと思います。

それで、2番の一般会計の中で、歳入歳出決算額をちょっと申し上げますけれども、歳入総額は115億8,854万5,000円、こちらは予算額に対する収入率が99.8%となっております。歳出総額は110億4,899万7,000円、こちらは予算額に対しまして執行率は95.2%となっております。差引きにつきましては5億3,954万8,000円、翌年度の繰越財源に充当した額が36万

7,000円、実質収支額は5億3,918万1,000円であります。

歳入歳出の決算状況は、次のページに書いてあるとおりとなっておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

また、特別会計につきましては、17ページ以降となっておりますので、17ページをご覧いただきたいと思っております。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計を含めて5会計ありますけれども、これらの特別会計による歳入歳出の決算額は、予算現額としまして79億2,899万6,000円、歳入総額としまして69億387万2,000円、歳出総額としまして66億7,923万5,000円、歳入歳出の差引額ですと2億2,463万7,000円、翌年度の繰越財源充当額はございません。実質収支額としまして、先ほどの歳入歳出の差引額と同じ金額、2億2,463万7,000円となります。

各事業会計は、次のとおりありますから、お目通しをお願いいたしたいと思っております。

次に、一般会計の結びとして、23ページに記載しておりますから、ご覧ください。

令和元年度の蟹江町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を示す書類について審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められる。

令和元年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入184億9,241万7,000円、歳出は177億2,823万2,000円で、前年度に比べまして、歳入が4億1,326万円、2.2%前年に対して減少しておりますが、歳出のほうも4億9,242万円、こちらも前年に対して2.7%減少しております。そして、歳入歳出差引額については7億6,418万5,000円となり、その中で行政の基盤をなす一般会計の実質収支額、こちらは5億3,918万1,000円の黒字になっております。

財政状況を示す財政力指数は0.90で、経常収支比率も88.3%、実質公債費比率も3.4%となり、健全財政を堅持していると認められます。

また、主要財源である町税の収入未済額は8,610万9,000円で、前年度に比べまして58万9,000円の増加となっております。

また一方、国民健康保険税の収入未済額は1億600万7,000円で、前年度に比べまして1,798万円減少しております。

滞納整理事務が順調に遂行されており、今後も税収の安定的な確保に努めていただきたいと思いますと思っております。

また、町債の決算については、決算額が10億2,350万円ということで、こちらも前年度に対して72.7%と減少しております。

歳出については、主な成果として、近鉄蟹江駅北側駅前周辺整備事業、JR自由通路等整備事業などの的確に執行されており、近鉄蟹江駅、JR蟹江駅周辺の交通渋滞解消や煩雑化の解消につながり、町民の利便性につながるよう完成後の運用等を確実に行っていただきたいと思いますと思っております。

最後に、町政の実行を確実に行うためには、町職員等の協力が欠かせないものでございます。職員等の健康管理のため、年間有給休暇5日という、一般の民間も今言われておりますように法制化になっておりますように、町職員の健康管理のためにも有給休暇の確実な消化を行うために、年間計画の中にそういうものを組み入れると。そして、確実に皆様方の健康の維持を図って、町政にまい進していただきたいということで、蟹江町のさらなるよりよい行政サービスに、それがつながるものと私は確信しております。

続きまして、蟹江町の公営企業会計のほうに移りたいと思います。

お手元の26ページをご覧くださいと思います。

令和元年度の蟹江町公営企業会計決算審査意見としまして、対象は、

- 1 令和元年度蟹江町水道事業会計決算
- 2 令和元年度蟹江町下水道事業会計決算

審査の期日は、これは6月30日に行われました。

審査の方法につきましては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼して審査しました。

また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め、審査いたしました。

審査の結果といたしまして、決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、また、経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと思われま。

なお、水道事業会計の審査概要につきましては、27ページから28ページまでとなっております。そちらのほうについては、皆様方、後でお目通しをお願いしたいと思います。

こちらで、最後に結びとして、39ページをご覧くださいと思います。

結びといたしまして、以上、令和元年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、経営成績においては、収益的収支のうち、水道事業収益は税込みで7億5,927万円で、前年度に比べて97万5,000円、こちらは0.1%の増収です。それに対する水道事業費用のほうは税込みで6億8,182万4,000円で、前年度と比較しますと783万5,000円、1.1%の減となり、経常収支としては税込みで7,744万6,000円の純利益となりました。

財政状況においても、資産の総額は46億5,855万1,000円で、前年度に比べまして4,865万2,000円の増加となりました。これは前年度に対して1%の増加になります。

負債の部につきましては、総額は12億2,431万5,000円で、前年度に比べまして854万9,000円、0.6%の減少となっております。

資本の部につきましては、総額は34億3,423万6,000円となり、前年度より5,720万2,000円、前年度に対して1.6%の増加となっております、おおむね良好であると考えられます。

資本的収支では2億3,448万3,000円の不足となっており、過年度分損益勘定留保資金5,350万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億183万2,000円、減債積立金1,363万7,000円、建設改良積立金4,557万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,992万7,000円で補てんされておりまして、不足額は、昨年度に対して3,005万3,000円、前年度に対して14.7%増加しております。

また、有収率につきましては、当年度は87.8%で、前年度までの90%台に比べますと、約4.8%の低下となっております。それにつきまして、老朽管とか計画的な布設替え等を行ったり、漏水調査とか行って、有収率の改善に今後も努めていただきたいということをお願いしております。

次に、水道料金の収納率につきまして、85.6%と現状となっております、前年度に比べまして0.3%の減少となっております。公平性を確保するためにも、未納者に対する支払いの勧奨を従来への対応よりも早めに行い、きめ細やかな対策を講じることによって、さらなる収納率の向上につながるような対応をお願いしたいと思います。

最後に、水道事業の公共性を鑑み、安心・安全・安定による水道の供給を図り、町民の期待に応えられるように切望いたします。

次に、下水道事業会計に移ります。

下水道事業の審査概要につきましては、40ページから51ページに記載されておりますので、お目通しのほどをお願いいたします。

全体として、結びとして、52ページのほうで申し上げたいと思います。

結びといたしまして、令和元年度の下水道事業会計決算につきまして、審査の概要を述べてきましたけれども、建設改良事業では、下水道管きょ布設工事、公共樹設置工事及び取付管布設工事、舗装復旧工事の施工により、下水道施設の整備拡張が図られております。

収益的収支では、下水道事業収益、税込みで6億14万2,000円に対し、下水道事業費用は税込みで4億6,539万6,000円となっており、経常収支としては税込みで1億3,474万6,000円の利益となりました。ところが、実際には2億166万8,000円の営業損失があり、営業外収益の国庫補助金150万円、他会計補助金2億8,460万9,000円等の補てんがあることにより利益が確保されている点では、必ずしも楽観的ではないと申し上げたいと思います。

資本的収支においても、税込みで5,127万3,000円の不足で、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,696万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額462万4,000円、引継金2,968万4,000円で補てんされております。

財政状態においては、資産の総額は106億8,249万1,000円で、負債の総額102億1,460万2,000円を控除すると、資本の総額は4億6,788万9,000円となり、資本の総額としましては、前年度より1億1,596万1,000円増加しました。おおむね良好であると言えますが、あくまでも現状が補助金頼みのため、より一層の効率的な事業を行う必要があると考えるべきであり

ます。

有収率につきましても89.9%と、前年度と比較をしまして2.1%の減となっております。

それから、下水道使用料の収納率は83.7%で、前年度対比で0.2%の減となっています。未納者に対しても、先ほどの水道のほうと同じですけれども、速やかな対応を行って、収納率向上に最善を尽くしてもらいたいと思っております。

最後に、下水道事業の効率的な運営により、町民の期待に応えられるよう、さらなる努力を切望いたしたいと思っております。

ちょっと早口で申し訳なかったんですけども、以上をもちまして、蟹江町公営企業会計の審査意見といたしております。

続きまして、53ページをお願いしたいと思います。

令和元年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の内容についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりご報告いたします。

それでは、早速、55ページのほうをご覧くださいと思います。

まず、審査の対象としまして、健全化判断比率と資金不足比率が大きくありまして、その中の健全化判断比率につきましては、1、令和元年度の実質赤字比率、同じく、2としまして連結実質赤字比率、3としまして実質公債費比率、4としまして将来負担比率を審査いたしました。

資金不足比率につきましては、令和元年度の蟹江町水道事業会計資金不足比率、同じく令和元年度の蟹江町下水道事業会計資金不足比率。

審査の期日は令和2年7月28日。

審査の方法に当たりましては、蟹江町長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が令和元年度の財政状況を適正に表示しているかを検証するため、提出された資料と照合するとともに、併せて関係職員からの説明を聴取した上で審査を実行しました。

審査の結果としまして、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認められます。

続きまして、56ページをご覧くださいと思います。

具体的な内容に入っていきたいと思っております。

まず、財政健全化審査意見としまして、健全化判断比率としまして、まず第1に実質赤字

比率、これは括弧に書いてありますように、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

こちらのアに書いてあります基準ですけれども、前年度の30年度の比率が右側に表示されております。元年度の基準につきましては、早期健全化基準は14.01%、財政再生基準につきましては20%、財政再生基準につきましては前年度と一緒であります。早期健全化基準につきましては、若干数字は上がっております。

元年度の実質赤字比率は、後から申し上げますけれども、適正ということで、こちらのところには傍線で表示されておりますけれども、じゃ、この照合については、どういう方法で算出されているかといいますと、ウをご覧くださいますと、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に対して、どの程度のものになるのかということで算出しております。具体的な数字につきましては、米印のところを書いてありますけれども、またご参照いただければありがたいと思います。

そこで、この基準に照らしました蟹江町ですけれども、一般会計等実質収支額は5億4,045万7,000円の黒字であるので、実質赤字比率は計上されません、黒字ということで。イの指標のとおり、計上されていませんけれども。

続きまして、2番の連結実質赤字比率について申し上げます。

こちらにつきましては、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。基準は、先ほどの基準と同じで、30年度は右側に表示されております。元年度につきましては、早期健全化基準は前年度とちょっと数字が異なっております。財政再生基準につきましては、前年度の基準と全く同じです。

指標の算出方法につきましては、ウの計算方法、連結実質赤字額を標準財政規模で割ったもの掛ける100がどんなものかということで計算されます。

蟹江町の場合、この基準を当てはめた場合ですけれども、連結実質収支額は27億2,654万8,000円の黒字であるので、イの指標のとおり横棒になっておりますけれども、連結実質赤字比率は計上されていません。

次に、3番の実質公債費比率を申し上げます。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。基準につきましては、30年度と元年度の基準が書いてあります。こちらにつきましては、早期健全化基準25%、財政再生基準は35%と、前年度と全く同じ基準です。

実質公債費比率は、30年度が3.8%、元年度は3.4%になっております。具体的な算出方法につきましては、3か年の平均になっております。下の表に書いてありますから、また後でご参照をいただけたらと思います。

こちらの表に当てはめた場合、蟹江町ですと、実質公債費比率は3.4%で、早期健全化基

準の25%を下回っており、健全な状況にあると言えます。

続きまして、58ページをご覧ください。

将来負担比率について申し上げたいと思います。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率がどの程度のものかということを示すもので、基準としましては、30年度と元年度につきましては全く同じ基準になっております。

指標につきましては、30年度が42.6%、元年度が53.9%、算出方法につきましては、先ほどと同じで、下に書いてありますから、また参照していただけたらありがたいと思います。

こちらの表に当てはめた場合、蟹江町は将来負担比率は53.9%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあると言えます。

最後に、意見としまして、本町の一般会計等における財政健全化判断比率は前記のとおりですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても早期健全化基準を満たしており、良好な状況であると認めるものであります。

次に、経営健全化審査意見に入りたいと思います。

まず、資金不足比率を申し上げたいと思います。

これは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。基準は昨年度と全く同じで、20%となっております。

算出方法は、資金の不足額を事業の規模で割ったもので、それに対して、100で割合に付したものでございます。

その具体的な内容につきましては、下のほうに書いてありますから、ご参照いただきたいと思います。

まず、こちらの基準を蟹江町に当てはめた場合ですと、本町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は前記のとおりであると。これらの事業会計による資金不足額はないので、資金不足比率はいずれも計上されないこととなります。

ただし、これは先ほども言いましたように、補助金なり、ほかのお金のほうも入るということで、実質、水道・下水道関係につきましては、まだ独り立ちを完全にしているとは言えませんけれども、今の状況では、そういうものがあることによって、今の資金不足比率については、いずれも計上されていないということになっております。

最終的な意見といたしまして、本町の公営企業における経営状況は、いずれの事業会計においても、流動資産が流動負債を上回っており、健全化になっておるとは思います。資金不足比率も経営健全化基準を満たしており、良好な状況であると認められるものであります。

先ほどもちょっと附帯事項を申し上げましたけれども、補助金とかそういうもの頼みではありますけれども、現状そういったものの資産状況を見ますと、一応基準は満たしております。

以上をもちまして、蟹江町決算審査意見等の説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(代表監査委員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までの8案件は、来る9月17日、18日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの8案件は、9月17日、18日の両日に審査することに決定されました。

ここで、西尾代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

(代表監査委員退席)

○議長 安藤洋一君

なお、資料請求があったものについては、資料を4日金曜日正午までに議会事務局へ提出するようにお願いいたします。

お諮りいたします。

精読になっておりました同一件名で提案されております同意第15号及び同意第16号の「蟹江町教育委員会委員の任命について」の2案件並びに議案第47号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」の計3案件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第22 同意第15号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第15号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第15号は原案のとおり同意されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第23 同意第16号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第16号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第16号は原案のとおり同意されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第24 議案第47号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

まず、2点ほどお伺いをいたします。

今回の補正予算ですが、これは全部、国のほうの臨時交付金、それに基づいて上程されているかと思いますが、この臨時交付金のもらい方というか、やり方ですが、これが国のほうも一括交付して、ご自由にお使いくださいということであれば、非常に使いやすいと思うんですけども、一々これについても申請を出しなさいというやり方ではないかと思うんですね。

それで、申請をするに当たりまして、臨時交付金の実施計画というものを提出するということが前提になっているのではないかなと思うんですが、まず、どうでしょうかということですね。この実施計画というものを作成し、それを提出しているのかどうかということ、まず1点お伺いをしたいと思います。

それから、何ページか、2点目は、商工会に出されますプレミアム商品券の関係で、今度

の補正予算にも4,400万円ということで計上されておりますし、6月24日の補正においても、それなりの金額が入っていたかと思うんです。合計しますと1億円を超えるのではないかなというふうに思うんですが、このプレミアム商品券の補助の内容ですけれども、もちろん差額分を補てんするということは理解できますが、どのような内容で、どういうふうにこれは内訳として使われるものなのか。総額と、プレミアム商品券に関わって商工会に出している補助金の総額と、その内訳についてお伺いをします。

以上2点お願いします。

○政策推進室長 黒川静一君

中村議員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、臨時交付金の関係なんですけれども、実施計画のほうを提出をしております。これ、交付のほうは1次、2次とありまして、1次のほうに関しましては、既に申請のほう、計画書のほうを出しております。今後、2次のほうについて、また追加分といいますか、新しく今回等、決まってきた部分については、またこの後、申請を出させていただく予定です。

もう1点ですけれども、プレミアム付商品券の関係ですけれども、こちらのほうも臨時交付金の対象として計画をしておりますので、いろんな事業等がありますので、その事業ごとで案分するような形で、今回こういった配分をさせていただいております。

具体的には、プレミアム商品券の関係で、県のほうから補助が1,400万円あります。1,400万円の県から補助がございます。あと、そのほかにプレミアム分ということで、5,000万円ですか、交付金の対象の5,000万円の分につきまして、今回案分というようなことで、財源更正をさせていただいております。臨時交付金の全体の中で、それぞれの内容について案分ということです。

○9番 中村英子君

それでは、1点目ですけれども、計画というものを提出している、それは1回ではないという話なんです、この計画は全部、コロナの感染症対策ということの限定だと思んですが、そうすると、町はこのような計画を持っていて、こういう計画を提出しているということは、議会に対して、これは提示してもらわなければならないかなというふうに思うんですね。

なぜかといいますと、じゃ、どういう項目をどのように計画していて、それがどうして、申請したものが手に入ったのか入らないのか、どういう状況なのかという、先ほども全員協議会のときに話ありましたけれども、全体像というものは、町が望んでいる全体像、全体計画というものは把握しにくいわけですね。何が漏れているのか、漏れてないのか分からないということで、この実施計画というものは、私は当然、議会のほうに示してもらわなければならないかな、こういうものを出していますということを示してもらわなければならないかなというふうに考えますけれども、それについて、どうでしょうかということです。

それで、その中身が分からないものですから、質問するんですけども、申請できる内容の中に、生活に困っている世帯や個人への支援ということで申請できる1項目があるかと思うんですね。これは、よその市町でもやっているところがありますが、生活に困っている世帯や個人への支援ということもできるかと思うんですね。このようなことについて、町内に困っている人がいらっしゃるのではないかなと思うんですけども、こういうことに対して申請をしているのか、していないのか、何もここには目を向けていないのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、じゃ、この交付金の実施計画というのは、政策推進課でつくったということでよろしいんですか。政策推進課がつくったんですか。ああ、そうですか。

それで、その項目の中身に今言ったものが入っているのかどうかということ、まず確認したいというふうに思います。

それから、プレミアム商品券は、ちょっと答弁が分かりませんが、私が求めているのは、このプレミアム商品券について、蟹江町商工会にお願いするわけですが、蟹江町商工会に出した補助金の全額とその内訳はどうなっていますかという質問ですので、それについてだけお願いをいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

中村議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですけども、全体計画の関係なんですけれども、それぞれちょっとスケジュールがございまして、議会のほうのスケジュールと計画を出すスケジュール等がありまして、まず議会のほうが先にスケジュールがあるものですから、開催日があるものですから、それに合わせて予算のほうを固めて、今回予算計上させていただいておるところでございます。

この内容を議決していただければ、今後この内容を基にして、計画書のほうを国・県のほうに提出していくという、そういったスケジュールになっております。

内容につきましては、今回この補正予算とか全員協議会のほうで説明をさせていただいた内容のものが、そのまま計画書のほうに計上されると。同じ内容でございます。

また、内容の中身の中で、困っている世帯についてというようなお話がちょっとありましたけれども、困っている世帯、いろいろ内容等が幅広くあるかと思いますが、そこら辺につきましては、それぞれの各担当の部署で、それぞれの年代を基にした施策を行っておりますので、そこでちょっと把握をしながら、ここら辺を手厚くしなければということであれば、そこで、こちらのほうの交付金のほうにも申請をしていくという、そういった形で考えております。

あと、商工会のほうですけども、今回、プレミアム分がついておりますので、プレミアム分の5,000万円と1,400万円の分を、商工会のほうに補助金として計上させていただいております。ちょっと確認させてください。

すみません、数字についてはちょっと確認をさせていただきます。

○副町長 河瀬広幸君

今、地方創生臨時交付金の実施計画の話をお伺いしました。これはもともと、そもそも第1次交付金が9,660万4,000円、これが内示額でありますね。今回2次で来たのが2億4,813万2,000円、これがトータルで3億4,470万6,000円が、蟹江町に地方創生臨時交付金として交付される額でございます。

流れとしましては、これは先ほど室長が申しましたように、まず我々が事業計画を立てまして、それで予算の審議を受けるわけですね。今回、予算審議を受けた後に、ほぼほぼ交付申請が始まります。ただ、その前には概算交付税は出しますけれども、この交付申請は概略で出すだけであります。それで、予算の9,660万4,000円と2次の2億4,813万2,000円の大体事業をつかんでおいて、それから我々が議会にお諮りし、補正予算の中を審議していただき、それが固まると、初めて最終の交付申請ということになるわけでありまして、交付申請から概算交付申請、次に我々が議会で認めていただいたものの正式な交付申請、そういう流れになっております。

中村議員がおっしゃった補正予算の中の第1号、第2号、第3号、そして今回、第4号の中にも、第1号では当然、事業者の協力交付金事業だとか、それから子育て世帯の臨時給付金事業、そして2号では、ひとり親世帯の応援交付金、小・中学校の感染対策、学校の臨時給付対策補助金、そして3号では、先ほどおっしゃったげんき商店街の推進事業のプレミアム事業、そして新生児の子育て臨時給付金、就学援助制度というのを予算を盛り込んで、そして、今回の4号につきましては、先ほど説明しましたように、いろんな制度があるようなものを4回目として出したわけでありますので、これが全ての交付申請の内容だと思っていたいただければ結構だと思います。

そして、国のほうも、概算交付の1次と2次合わせて、それぞれのやり方の中で調整はできるということでありますので、1次のもので残額が余れば、2次にやることはできますし、最終精算で、この交付金がどれだけ使われたかということであります。

そして、あとは、先ほど配分と言いましたけれども、1次でも2次でも、全体から交付金をされた数字を事業費の割合で割って、その割合を交付金で充ててありますので、全額交付に充てる場合もあれば、そうじゃない場合もあります。精算したときにどうなるのかというシステムを取っていますので、配分方式を取っています。

例えば1億円の事業でありますと、5,000万円、5,000万円の事業費ですと、2分の1ずつの交付金を充当し、それぞれの総額の事業費に応じた交付金の額を割り返した配分方法を今取っております。

ただ、今後、例えば事業を執行していく中で、当然、事業執行の残も出てくると思いますので、その辺の微調整を最終に向けて、これから事業の執行状況を見つつ判断していきたい

と、そんな状況にありますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番 中村英子君

そうしますと、実施計画というのはスケジュールの問題があるということですよ。まずスケジュールの問題で、それも回数も1回ではないですから、そういうことで実施計画ということは、そういう扱いになっているというお話ですよ。

そうすると、私の理解としては、国が直接、特別給付金みたいな形で国の政策で入ってくるものは、そのまま入ってきて、そのまま出ていくというやつですよ。それ以外に、今回もそうですけれども、町のほうがこういうことをやるという、そして申請をして、そして、それに基づいて予算をもらっていると、国の予算がついてくると、そういうことなので、今のお話ですと、今私たちに説明している、この補正予算に上がっている項目、そのことだけを申請して、そのことは全て下りてきているよという、そういう捉え方でいいということなんです。それ以外はないということで、まず考えればいいということですよ、まずは、はい、それで分かりました。

それで、そうしたら、その中で私は、生活に困っている世帯や個人というようなことについてもあるけれども、こういうことについて視点はなかったのかどうか。こういう必要性、町内にそういうことに対する必要性があれば、それは申請して認められる、また下りてくるものではないかなと、交付税の中で、交付金の中で。だから、そういう項目についての視点というものは持っておられたんですか、どうですかということですよ、それをお聞きしたいのは。

それから、商工会の関係に関しては、またちょっと後で調べて、総額と内訳、明細をお願いします。

以上です。

○副町長 河瀬広幸君

今、中村議員、今回の補正についてのお問合せだとすれば、これはもともと1号、2号、3号の中で、ひとり親世帯とか困窮者に対しての一定の措置はしてあると考えておりますので、現段階では、今のところ、それに特化したものはございません。

ただ、今後、コロナウイルスの感染症も、引き続き長く出る可能性がありますので、その辺は我々、一般財源のほうをできるだけ今、極力使わないようにしております。といいますのも、今回、地方創生交付金が出たときに財政調整基金に戻したり、いろんなやりくりをしながら持っていますので、そういった状況に応じては、それを使うことも視野に入れながら今後進めていきたいと、そんなようなことでございます。

○2番 板倉浩幸君

今について、もうちょっと聞いておきたいんですけども、そうすると、今回、国の第2次補正について、臨時交付金が来る分の2億5,600万円、これを補正で上げますよね。こ

れから国に申請をして、今回議決されれば国に申請して、これだけ全部入ってくるんだね、本当に。ちょっとその辺が分からないけれども、なってくると、仮に執行率的に100%いかなかった場合って、やっぱり国に返還するものなんですか。その点ちょっとお願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

今、板倉議員のお話でございますが、もちろんこれは、現在執行中のものもあれば、ほぼほぼ完了のものもあります。ですから、現在の状況でありますと、この補足資料の一番右の欄、一般財源9,952万5,000円、これが充当しておりますので、仮にこの充当状況によりまして、臨時交付金が足らなければ、この一般財源を充当しますし、ただ、最大限、この3億4,470万6,000円、1次補正の交付金、2次補正の交付金はしっかり精査して使い切ると、そんな計画でおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後3時59分)